

# 「空き家」をお持ちの人はご相談ください

建築課空き家対策係 ☎(63)2243

適切に管理されず、保安や衛生などの面で著しい悪影響を及ぼす恐れがあると判断された空き家は、「空き家対策特別措置法」に基づいて「特定空き家等」に認定され、必要な助言・指導、勧告、命令、代執行などの行政措置が行われます。空き家は個人の財産です。所有者が適切に管理・活用しましょう。

## あなたがお持ちの空き家はこんな状態になっていませんか？



老朽化しており、倒壊など、災害時に大きな被害につながる恐れがある。



草木が生い茂り、害虫等が発生するなど、不衛生な状態になっている。



不審者の侵入や放火、ごみの不法投棄など、地域の治安悪化の原因になっている。

登記簿が親の名義のまま、実家が空き家になってしまい、誰も住む予定がなく、放置されたままになっている。解体するにはお金が掛かるし、家を誰かに売却するにも方法が分からない。一体どうしたらいいのだろう？



## お気軽にご相談ください。

空き家の相続、名義変更や売却等について、どこに相談すればいいのかわからなかったり、空き家の処理をどうしようか悩んだりした場合は、空き家対策係にお気軽にご相談ください。

空き家に関する支援事業も行っておりますので、ぜひご活用ください。

### あきや 空き家解体補助金

所有者（敷地所有者およびその親族等を含む）が、管理不全や老朽化した空き家の解体工事を行う場合、その経費の一部を補助します。

補助対象としての要件を満たすかどうか確認が必要となるほか、申請前の着工は補助の対象となりませんので、必ず事前にお問い合わせください。

**対象工事** 市内の業者等が請負う、空き家を解体する工事

**補助額** 解体工事費の2分の1（上限50万円）



### 空き家バンク

「空き家バンク」は、空き家の売却または賃貸を考えている人に空き家の情報を登録してもらい、市ホームページ等で空き家を利用したい人に紹介するシステムです。

交渉・契約の仲介については、(公社) 栃木県宅地建物取引業協会との協定を締結していますので、協会推薦の市内業者を紹介します。詳しくは、お問い合わせください。